

令和 4 年度

社会福祉法人指導監査結果報告書

丹波市健康福祉部社会福祉課

## I 社会福祉法人指導監査の概要

社会福祉法人に対する指導監査は、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保するため、関係法令や通知等に基づき指導監査事項について指導・助言することとしている。

令和4年度の指導監査は、平成29年4月の社会福祉法等の一部を改正する法律の施行から5年が経過したが、引き続き、社会福祉法人の高度な公益性の徹底、経営組織の「法人統治（ガバナンス）」の確立、事業運営の透明性と情報開示、新たな「財務規律」への対応として、「法人としての遵守すべき事項について、運営の実態の確認」、「社会環境の変化に的確に対応できるよう、法人の経営組織のガバナンスの強化等、指導・助言」、「法人運営に問題を有する法人への是正・改善」することを基本方針として、「評議員会・理事会運営の適正化」「決算事務の適正化」「経理事務の適正化（ガバナンスの強化）」「社会福祉法改正への対応状況」を重点項目として定め、実施した。

## II 社会福祉法人に係る指導監査結果

### 1 指導監査の実施状況

本年度は、当初、丹波市が所轄する14法人のうち7法人に対する指導監査を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、1法人について中止とした結果、6法人に対して実地指導監査を実施し、文書指摘、口頭指摘及び助言による改善を指導し、文書による指摘についてはその改善等の報告を求めた。

実施状況		改善指示の状況		
対象数	実施数	文書指摘、口頭指摘、助言による指導あり	うち文書による改善報告を求めたもの	文書指摘、口頭指摘、助言による指導なし
			6法人	0法人
14法人	6法人※	6法人	6法人	0法人
※実施法人（実施日） 丹波柏原福祉会（R4.11.8）、和田福祉会（R4.11.16）、青垣福祉会（R4.11.25）、 丹波市社会福祉協議会（R4.12.9）、氷上町福祉会（R4.12.23）、 青葉福祉会（R5.2.15）				

### 2 指摘事項の内訳

実地指導監査において行った文書指摘、口頭指摘及び助言による指導の内訳は次のとおりである。

なお、法人指導の一般監査については、国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、法令又は通知等の違反がある場合の文書指摘等を行うことの基準が以下のとおり定められている（指導監査ガイドライン）。

- ①指摘基準に該当しない場合は文書指摘を行わないこと。
- ②指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができること。
- ③指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については助言を行うことができること（ただし、助言を行う場合には、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行う）。

種別	I 組織運営						II 事業					III 管理				合計		
	定款	評議員・評議員会	役員	理事会	報酬	その他	計	社会福祉事業	公益事業	収益事業	その他	計	人事管理	資産管理	会計管理		その他	計
文書指摘	0	8	1	8	0	0	17	0	0	0	0	0	0	1	6	2	9	26
口頭指摘	2	3	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21	27
助言	3	4	0	2	0	0	9	0	0	0	2	2	0	0	8	25	33	44
計	5	15	1	11	0	0	32	0	0	0	2	2	0	1	35	27	63	97

### 3 文書による指摘の内容

社会福祉法人に対する文書による指摘のうち主なものは、次のとおりである。

#### I 組織運営

##### (ア) 評議員・評議員会

(評議員会)

- ・評議員会の日時及び場所等が理事会決議により定められていない事案や理事会開催前に評議員会の招集通知を発出している事案があったため取扱いを改めること。

根拠法令等【社会福祉法第45条の9第1項、第45条の32第1項、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条、第182条、社会福祉法施行規則第2条の12】

- ・評議員会の決議にあたっては、決議の前に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないか書類で確認するか、もしくは議事録に確認したことを記録しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第 43 条第 3 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 72 条第 1 項】

#### (イ) 役員

##### (監事)

- ・監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際には監事の過半数の同意が必要となる。監事の選任に係る理事会を決議の省略で開催した場合においても、提案事項に異議がない確認と合わせて、別途、監事の選任に関する同意が必要となるため、取扱いに留意すること。

根拠法令等【社会福祉法第 43 条第 1 項、第 3 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 72 条第 1 項】

#### (ウ) 理事会

- ・理事会の決議にあたっては、決議の前に、特別の利害関係を有する理事が加わっていないか書類で確認するか、もしくは議事録に確認したことを記録しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第 45 条の 14 第 4 項、第 5 項】

- ・定款上、「理事長は3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない」と定められている。年4回、四半期ごとに報告はなされているものの、各報告の間が3ヶ月を超えていた。理事長の業務執行報告については、各報告の間が3ヶ月を超えることの無いよう改善に努めること。  
また、当該報告については、理事長自らが報告することになっているので、理事長自らが報告を行ったことが確認できるよう、議事録の作成について検討すること。

根拠法令等【社会福祉法第 45 条の 16 第 3 項】

### Ⅲ 管理

#### (ア) 資産管理

- ・法人の基本財産である建物の取壊しに係る手続きについて、本来、基本財産の処分承認申請を行い、承認を得た上で取壊しを行い、その後基本財産処分に伴う基本財産の

変更に係る定款変更手続きを行うべきところ、処分承認申請を行わず取壊しを行い、定款変更手続きを行っていた。今後同様のことがないように法令等に従い適正な事務処理に努めること。

根拠法令等【社会福祉法第25条、社会福祉法人の認可について 別紙1 社会福祉法人審査基準第2の1(1)、2(1)】

#### (イ) 会計管理

##### (会計の原則)

・貸借対照表の退職給付引当金及び事業活動計算書の退職給付費用について、法人運営事業拠点のみの計上となっているが、退職給付は各拠点に在籍する職員に対して発生するものであることから、当然に退職給付引当金及び退職給付費用についても各拠点に在籍する職員に応じた拠点で計上すること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第1条、第2条】

##### (規程)

・経理規程に契約書の記名押印は理事長がするとなっているが、他者が記名押印している場合があるので改めること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について1(4)】

##### (サービス区分)

・設けるべきサービス区分が設けられていないので設けること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第10条第2項、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて3、社会福祉法人会計医淳の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について5】

##### (その他積立金)

・拠点区分において、当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩額を加算した額を超えて積立をしているので、会計省令等に従って適正に積立を行うこと。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第6条第3項、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 19、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 19】

(特別の利益供与の禁止)

・元職員に対して、内部規程等に基づかずに恣意的に退職報奨金が支給されていたことは、社会福祉法の禁止する特別の利益供与に該当するので、他にも同様の事例がないか調査を行うこと。

また、当該退職報奨金の支給にかかる理事会決議等の内部手続きにおいて、内部規程等に基づかない恣意的な支給にもかかわらず、そのことについて一切の審議がされていないことなどは、ガバナンスを欠いていたと言わざるを得ない。理事会等において検証を行い、二度と同じ問題が起こらないよう再発防止の措置を講ずるとともに、その再発防止対応策を報告すること。

根拠法令等【社会福祉法第 27 条、社会福祉法施行令第 13 条の2、社会福祉法施行規則第1条の3】